

平成 2 6 年 第 9 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 9 月 1 7 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 農事局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） それでは、最初に7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って質問をいたします。

初めに、美郷町の農業についてであります。

町の基幹産業である農業、中でも米づくりはこれまで中心的な存在でありましたし、集落のコミュニケーションということでも農業あるいは米づくりを通して大きな役割を果たしてきたところでもあります。その米の買い取りも、作況「やや良」という中、徐々にではありますが、始まり出しています。例年でありますと米の作柄を話題に農家が笑顔になる季節であります。ことしは笑顔になりません。原因は米の概算金の大幅ダウンであります。主力品種あきたこまちが昨年よりも3,000円低い8,500円と過去最低の金額であります。下落率も26%と私の知る限りでは過去最大であると思います。正直、今回の一般質問通告書提出時には、これほどの下落は予想していませんでしたし、米どころ秋田としては何とか9,000円台は踏ん張ってくれるだろうという期待感を持っていましたが、見事に打ち砕かれてしまいました。私の記憶が正しければ、これまで米の

概算金で一番高かったのは平成5年だったと思います。大冷害の年でタイ米の緊急輸入が行われる中、秋田県経済連の概算金が2万2,000円でありました。加えて当時のJA千畑の2,000円の独自加算があり、結果的には2万4,000円の概算金が支払われました。あれから21年間、毎年のように米価も下がり続け、現在に至っているところであります。

そこで、質問の1点目として美郷町の農業、1として農業の販売額、2として町の農業所得目標360万円を確保できると思われる販売額1,000万円以上の農家数、3として新規就農支援を受けている就農者と営農形態別の現状と推移についてお聞きしたいと思います。

これまで我々農家自身も減り続ける農業所得の確保に農地の規模拡大や園芸作物を取り入れた複合経営など懸命に頑張ってきたところではありますが、農業機械の大型化や生産物の単価安などで目標を達成できない状況にあります。さらに、ことしの概算金下落は地域の担い手である認定農業者ほどその影響は大きく、加えて4年後の減反廃止、直接支払交付金の廃止、あるいはTPP問題などさらなる農業所得の減少が危惧され、厳しい農業経営が予想されます。

このような状況の中、美郷町の農業の最優先課題を、どう捉えているか。そして、その課題にどのように取り組もうしているのか。大変な問題ではありますが、町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の農業についてですが、まず1点目の町内農業の現状とその推移についてお答えいたします。

平成16年の国の農林統計資料では、美郷町の農業産出額は75億7,000万円で、うち米は57億6,000万円、野菜が10億円、果実1億円、花卉7,000万円、畜産3億9,000万円などとなっております。国では、平成19年度以降の市町村別産出額が示されておらず、県の平成24年度主産地では町の農業産出額は78億円で、うち米が62億円、野菜が10億円、果実1億円、花卉1億円、畜産3億円となっております。米が価格変動の関係で伸びているほか、花卉が若干伸びているところです。半面、畜産がやや減少しておりますが、それ以外は大きな変動なく推移しているところです。

また、販売額1,000万円以上の農家数については、2005年（平成17年）ですが、そのセンサスで35戸、一方2010年センサスでは97戸と3倍弱と伸びている状況になっております。

国の青年就農給付金営農開始型の支援を受けている新規就農者についてですが、平成24年度以降で花卉2名、果樹2名、施設野菜1名、アスパラガス1名の6名となっております。また、青年就農給付金準備型の支援を受けている新規就農者は花卉1名となっております。加えて、離職

後に県の農業参入支援事業を利用して就農した方が露地野菜で1名、学校卒業後及び離職後に制度資金を受けずに就農した方が水稲2名おり、合計10名の新規就農者がいます。そのほかに現在、国の農の雇用事業で法人での研修を受けている方が果樹1名、水稲3名の4名いるところです。

2点目のご質問についてですが、議員ご指摘の減反政策の見直しについては、米の需給バランスが崩れることによる米価下落と、それに伴う所得減少が心配なところですし、またTPP問題については、農産物の内外価格差に伴う国内産農産物の購買減退と価格廉価に伴う所得減少などが心配なことは議員もご理解のとおりです。

そうした想定の中で今後の営農について俯瞰しますと、生き残りのために向かうべき方向は価格競争に負けない経営体制の確立、価格競争によらない付加価値農産物生産等による経営体制の確立、またその体質強化に資する複合経営体制の確立だろうと存じますが、このことは申すまでもなくこれまで粛々と取り組んできた流れであり、本質的に同じ方向にあるものと私は認識しております。そして、そうした経営体制の地域としての持続性を担保するためには、やはり新規就農者の確保が必要で、結果的にこれも同様であると考えてところです。

こうした認識のもとで、議員ご質問の最優先課題が何かということですが、規模拡大、付加価値農産物生産、作目複合化、新規就農者確保、全ての項目がそれぞれクロスオーバーしており、何が最優先で何が次という序列化した整理ではなく、全ては横一線の最優先課題ではないかと私は認識しております。

また、これまで述べました産業政策としての立場に加えまして農村地域だからこそその農業の意味合い、具体的に申しますと農村における環境政策や、先ほど議員もおっしゃいましたが、コミュニティを含めた社会政策としての農業の意味合いも存在し、大変に多くの深い分野であると私は理解しております。

そのため、今後の取り組みについては、各項目において町独自で実施すべき事項には引き続き頑張っていくものの、やはり国や県の施策を総合的に俯瞰し、それに町独自の施策を追加していく意識が大切なものと考えますので、そうした認識での取り組みに今後ともご理解をお願いいたします。

なお、どういう施策を準備しましても、その施策を活用するのは農業者であり、その農業者が将来どういう農業経営体の姿になりたいのかみずから考え、確たる自意識で実現に向けたロードマップを思慮・構築し、努力を重ねていくことが求められますので、町としてはそうした農業者意識をさらに深められますように機会創出に意識してまいりたいと考えております。

また、農業で生き残りをかける多様な農業者意思を支援できるように国・県に対しては、できる限り画一的な考え方ではなく、自由度の高い支援策を準備していただくように要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ありがとうございます。今、ある数字も言ってもらいましたし、今までの町の農業政策等々も、これからも同じ方向で進んでいくんだという町長のお話でありましたけれども、これほど米価が下がっても今までと同じ方向で同じやり方だというのはどうかなと。やっぱり再生産価格に見合わない米価というものをもっと直視して、我々農家が生活していける、そういうような施策にもっと傾斜していくべきではないのかなというふうに思います。具体的に言えば所得確保であります。所得がなければ若者も担い手も定着しない、その所得をどうやって確保するか、そこら辺のところを政策にもっと加速化、この4年間の間にある程度的美郷町としての生き残りができる体制を見出すための施策を構築していかなければという思いであります。もちろん町におんぶに抱っこという、そういう姿勢もいけませんし、我々農業者自身も今の8,500円という米価に目を背けず取り組んでいかなければなというふうに思っております。

美郷町の目標数量は2万1,000トンでありますので、およそ俵数に数えますと35万俵であります。今回の3,000円を掛けますと約10億5,000万円がこの地域から消えるといいますか、入ってこない、それに加えて加工米も昨年より2,000円下がっております。加工米は3年契約で1万2,000円という昨年にはなかったものがプラスされておりますけれども、それでも10数億という金額が美郷町に入っていないというふうな形でありますので、大変な出来事であります。先ほど言いましたように平成5年のときは五、六俵の収穫であったかと思えます。でも、2万4,000円で今よりも高い収入、所得があった。今の8,500円だとホールクロップが10アール8万円でありますから、こう言うのはなんですけれども牛の餌と同じぐらいの価格になってしまっている、そういうふうな事態でありますので、町も農家も本当に一つになって今後の美郷の農業の本当の生き残りをかけて真剣に取り組んでいかなければなと思っております。

この秋にはいろいろな農機具の返済あるいは、もろもろの借入金の返済が待ち受けております。そういう面でも非常に農家の実態は苦しい環境にあるものと思われれます。今早急にどうのこうのということは申し上げませんが、そこら辺のところもひとつ心にとめ置いて今後の農業政策のほうに生かしていただければなというふうに思います。町長の答弁ありましたら、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、農家の農業者の所得保証制度については、米だけではなくそれぞれの作目について価格安定に向けたさまざまな制度が準備されております。議員もご承知のとおり、その制度を支えるためには莫大な予算が必要であり、これまで国がその制度を担ってまいりました。今後町がその一端を担うほど町の財政に余裕があることではないことは議員もご理解のとおりと思いますので、先ほど答弁いたしましたとおり従前と同じことを従前と同じようにやる感覚ではなくて、最優先課題として従前と同じ本質をもってこれから取り組まないといけないという趣旨で答弁いたしましたので、決して慣行的に同じ施策を積み重ねるとい趣旨ではございませんので、ご理解をください。

なお、農業が抱えている課題については、議員もご存じのとおり昭和36年に農業基本法が制定され、以来一貫して変わっておりません。そして、取り組んでいる施策について、どのような効果が出てきているのかということについては、先ほど言いましたとおり農業は産業政策でありながら、しかも社会政策の部分も担っている奥の深い分野ですので、つまりほかの周辺環境によっても左右される分野であるということです。

したがって、これまでの積み重ね投資した汗、産業政策として成り立っていない現実には、そうした理由もあるのだろうと思います。意欲は議員と同じように持っております。加えて、こうあらねばならないという理想も持っているつもりです。しかし、そうあらねばならない理由に町が独自で、しかも限られた予算の中で所得補償という国家がやるべき部分について担うのはかなり無理があることもご理解いただきたいと思います。

先ほど答弁で言いましたとおり、町としては農業者意識が、どういう形態で生き残りたいのか、また生産したものは買う方がいて初めて産業として成り立ち再生産につながる、そしてものが売れるということでもありますので、つくる側がどのように買う側の立場でものを生産するのか、その意識、もろもろのことをかみ合わせて初めて産業が成り立つことでもありますし、また政策も施策も功を奏すということになりますので、行政として、あるいは行政体として意欲だけでは現場の望ましいあるべき姿に近づくことは難しいことも議員にはご理解をいただいた上で、農業者並びに行政、そして関係団体が一体となって地域並びに地域の農業が存続できるような方向に力を合わせるべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 再々質問ではありませんけれども、私も町に所得補償をしてくれと言っているわけではありません。所得確保に向けた取り組みをもっと加速するべきではないかというふうな思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。安全・安心なまちづくりについて質問をいたします。

町では全ての家に緊急車両が入れるよう町道の整備に力を入れて取り組んでおります。私の部落でも軽自動車が入ると入れる、通れるくらいの道路が地権者の理解や協力のもと、緊急車両が入れるように町道整備がなされ、大変喜ばれているところでもあります。しかし、残念ながら町内にはまだまだ緊急車両の入れない町道が散見されますし、整備を望む声があります。

これは昨年の出来事ではありますが、あるお宅に呼んでもいない救急車が入ってきたそうがあります。お母さんびっくりして家から出てきたら救急車の乗務員の方が、「いやあお母さん、びっくりさせてごめんな。道路1本間違えて入ってきてしまったけれども道が狭くて、引き返すに引き返せないなのでお宅の前で回らせてください」というような趣旨でお話をしたそうでございます。そして、帰り際に「いやあお母さん、この道路狭くて大変だから、町さ頼んで直してもらったほうがいいよ」と言い残して帰ったそうがあります。そういうお話を聞きました。

このような非常に狭いような道路、いろいろな事情があってもまだ整備が届かないでいるものと思われませんが、その道を通る住民にとっては日々の生活はもちろん、時には命をつなぐ唯一無二な大事な道路でもあります。そこで、町のその実態と実現のための施策を町長にお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで町では、議員ご説明のとおり美郷町総合計画後期基本計画の中に生活圏道路の整備促進を掲げ、その中で緊急自動車の不通過線の改善に取り組んでまいりました。具体的な道路整備については、平成25年2月に狭隘道路整備基準を定め、生活圏道路の総合評価、優先度を判定する指標をもって整備を推進してきているところです。

さて、ご質問の緊急自動車等が入れないような狭隘な町道、規格としては道路幅員が整備基準以下の道路ですが、町のリストでは42路線となっております。そのうち現在までに9路線を解消しておりますので、残り33路線となりますが、その路線については先ほど述べました整備基準に基づき総合的に事業化の評価をし、引き続き順次整備してまいりたい考えです。

また、こうした道路整備には道路用地の確保が必要不可欠となりますので、周辺関係者のご理解とご協力をお願いしなければなりません。そのご理解やご協力を得られなかった事案や、せ

っかく事業化をしたものの相続手続が終えられていなかった、あるいは地権者から事情により相続手続を進めることができないという申し出があるなど、工事着手できない事案も残念ながらあるところでは。

したがって、議員ご質問の狭隘な道路整備については、予算の問題だけではなくて、こうした整備に向けた前提となる諸条件も大規模な道路整備と同様の手順を踏むことが必要であることに改めてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今町長がお話しされましたようにいろいろな事情があると思いますけれども、当局側からも引き続きのその不通、救急車両の不通路線解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。美郷町の教育について質問をいたします。

全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストが4月に行われ、都道府県別の結果が8月26日に文科省から発表になりました。その結果は我が秋田県は7年連続全国トップという成績でありました。これは児童生徒、家庭の頑張りは言うまでもなく、教職員の方々の質の高い指導と、それに向けた研さんやご努力の積み重ねが実を結んだものと私は考えております。

さて、この学力テストの調査目的は、簡単に言いますと義務教育課程での学力学習状況の把握分析を行い、児童生徒の学力の向上に役立てることにあると思っております。美郷町の今年度の分析結果は、まだ公表になっておりませんので昨年度を例にお聞きしたいと思います。

昨年度の分析結果概要では、美郷町・県・全国の平均正答率が各領域ごとにグラフで示されておりました。その中で小学校では算数が、中学校でも数量関係が県平均を下回り、本町小中学校共通課題であるとしています。質問紙調査では、中学校の学習時間が県平均を大きく下回っており、今後の課題であるとしています。このような調査分析結果は児童生徒・家庭にどのように伝え、公表されているものなのか。また、分析はどのように行われ、学力向上の取り組みにどう役立てているのかを伺いたいと思います。

次に、教育長はこれまで長年教育現場で活躍され、さらには県教育委員会教育次長として秋田県の教育行政を俯瞰してこられました。今後はその経験を美郷町の学校教育にも生かしていただきたいと思います。その抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の全国学力・学習状況調査結果の児童生徒や保護者への公表の内容や方法についてであります。昨年度各学校では各課目の正答率や課題となる問題等を分析し、学校報や学年報で公表したり、PTAの全体会や学年懇談等でお知らせしております。また、各児童生徒にはそれぞれ各章間や領域ごとの正答状況と参照する全国の平均正答率などをまとめた個人票を配布しております。

これらの公表や配布の時期についてであります。昨年度、小学校1校と中学校は9月に学校報で分析結果を公表し、それにあわせて児童生徒に個人票を配布しております。ほかの小学校では、個人票を児童への指導に活用した上で保護者に直接お話をしながら手渡したいという考えから12月あるいは2月に開催したPTAにおいて配布しております。

このように昨年度は学校によって配布の時期や方法について違いが見られましたので、今年度は調査結果の分析終了後速やかに学校報等で公表するとともに個人票を配布するように9月7日に開催しました校長会で指導したところであります。

次に、結果の分析をどのように行っているのかについてであります。分析の時期は4月の調査実施後と8月の調査結果が届いた後に各学校で行っております。分析は校長や教頭の指導を受けた研究主任及び教務主任の教員が中心となり、該当学年担任や教科担当が加わった学力向上委員会等を組織して行っております。

分析の仕方ですが、全国や県の結果と設問ごとに正答率等を比較して成果や課題となる点を把握しております。そして、それらをもとに授業改善の方策などを具体的に検討しております。その把握した課題への対策が翌年度どのように生かされているのかについてであります。分析して把握した課題は職員研修等を通じて全職員に共通理解を図り、次年度の研究推進計画に反映させ、授業改善に生かしております。

例えば、昨年度分析で国語・算数・数学の基礎基本の習得に課題が見られた学校では、基礎基本の定着を図るために放課後における補充的な学習の機会を設け、さらに授業の中でもドリル的な反復練習の機会をふやしております。また、思考力・判断力・表現力に課題が見られた科目では授業の中でじっくり考える場面を設定したり、自分の考えをほかの子供たちや教師に伝え合う機会をふやしたりするように取り組んでおります。さらに、児童生徒の学習意欲に課題が見られた科目では、学ぶ楽しさ、意義、有用性を実感できる授業づくりの工夫に努めております。

以上のように各学校では翌年度においてそれぞれの課題に対応した具体策を実践し、分析結果の活用を進めているところであります。

続きまして、2点目のご質問についてであります。学校教育についての私の抱負についてお答えいたします。

美郷町はこれまで学校の再編整備がなされ、昨年4月から3小学校・1中学校の体制に整いました。このように環境整備については一区切りついてきており、今後は教育内容のさらなる充実、ソフト面のさらなる充実が課題となっております。その課題への対応に当たりましては、私が長く携わってきました高校教育や秋田県教育委員会での経験を十分に生かしてまいりたいと思っております。その点で、この4月から問題意識としてきたことは、高校生や大学生、社会人になっても伸びる子供に育てるために、また自立して生きていける一人前の大人に成長させるために幼児教育、小学校教育、中学校教育がどのようなようであればよいのかということであります。これまでの5カ月余り、我が町の子供たちや学校教育の現状を直接知ることができたことを踏まえまして当面次の6点を重視して取り組んでいきたいと考えております。

1つ目は、知・徳・体の各力をバランスよく育成するという教育の基本を充実させることでもあります。知の面で子供たちが伸びていくためには、まず授業が楽しい、一時間一時間の授業が充実しているということが必要です。そのために、各学校は日々の授業改善に最も力を入れて取り組んでいくようにしていきたいと考えております。また、学び方を身につけさせる指導にも力を入れていきたいと思っております。そして、基本的な学力については、小学校で身につけるべきことは小学校で、中学校で身につけるべきことは中学校で、確実に身につけていけるようにするとともに一人一人の能力を最大限に発揮できるような授業の実現を目指していきます。

徳の面に関してですが、人としてよりよく生きる人間の育成を目指して道徳教育の要となる道徳の時間を充実させるとともに、教育活動全体を通じて自己管理能力や人間関係形成能力などの育成を重視してまいります。

体の面に関してですが、基礎体力や運動能力の向上を目指して基本である体育の授業の充実のほかに、これまで取り組んできている「走る美郷」を合い言葉とした小学校での業間タイムなどを利用してのランニングの奨励や中学校でのタイムトライアルなどの取り組みを重視していきたいと考えております。また、食育教育の充実にも取り組んでまいります。

2つ目は、熱中して取り組む体験の多い子供になることを目指していくことでもあります。「好きこそもの上手なれ」という言葉がありますが、好きならばこそ飽きずに努力するし、熱中もします。そのような取り組みのときに子供は最もいろんな力を身につけていき、成長すると見ております。幼児のときから小学校低学年までなら「遊びこむ子供」という表現もありますが、五感を使った熱中した遊びによって学力の基礎となる力を豊かに育んでいけると見ております。

一方、小学校高学年からは好きな勉強に熱中するとか、好きな読書に打ち込むとか、音楽や美術などに夢中になって取り組むなどの姿が見られると思います。その点で小学校のクラブ活動やスポーツ少年団の活動、中学校の部活動も非常に大切だと考えております。さまざまな姿があると思いますが、子供が熱中して取り組んでいるときに、その子供のさまざまな面を豊かに伸ばしているはずだと考え、その状況を大いに尊重し、また一人一人の子供が熱中して取り組む機会を多くするようにしていきたいと考えております。そのことは個性を持つ子供の育成にもつながっていくことであります。

ただし、熱中して取り組むことといってもコンピューターゲームやインターネットは例外であります。多くの専門家が指摘しているようにコンピューターゲーム等への熱中はマイナスの要素が多過ぎるからであります。

3つ目は、豊かな感性の育成を目指して体験的活動やさまざまな人との交流を推進することです。感性の豊かさというものは豊かな心やコミュニケーション力や学力の土台をなすものであります。感受性の鋭い子供は他人の心の痛みを深く理解でき、思いやりの心を持った行動につながりやすいです。また、感性の豊かな子供は他人の表情や声の質などから言葉以外の部分でも他人の心を察知し、それを踏まえたコミュニケーションがとれる傾向にあります。さらに、感性が鋭くさまざまな気づきのできる子は問いを多く見出して学習に深い課題意識をもって取り組む傾向にあり、そのことは学力向上につながる基本姿勢となります。

このように子供の成長に非常に大切な豊かな感性を育むためには、先ほど述べました熱中した遊びが必要であり、さまざまな体験的活動や人との交流が重要であります。また、本の読み聞かせや読書体験も感性や想像力を豊かにしていく上で非常に大切であります。このような考えからこれまでの取り組みを引き継ぎながら、さらに体験的活動やさまざまな人との交流、読書活動推進に努めてまいります。

このほかに、4つ目としてはキャリア教育の視点を重視したふるさと教育を充実させる、5つ目としてはスマートフォン、インターネット、ゲーム機等の安全で適切な使用についての指導を充実させる、6つ目としてはこども園、小学校、中学校の連携と接続を大切に了一貫教育の推進に努めるという、以上6点に特に力を入れていきたいと考えております。

このようなことによりまして、ふるさとを愛し、誇りに思い、将来の美郷を町の内外から担ってくれる子供の育成を目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方からのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 大変ありがとうございました。今の教育長のお話を聞いて美郷の学校教育にかける熱意というものを感じ取ることができました。よろしく願いをいたしたいと思います。

今の答弁の中でありませけれども、中学校、学校教育だけにとどまらず高校、大学、そして一般人へ、一人の人間として成長させたいというお言葉は、私も同感であります。秋田県は中学校までは平均がトップクラスでありますけれども、いざ大学までの進学率までを見ますと全国30番台というような結果も出ておりますし、また県内にも大変全国でも優秀な国際教養大学があります。そこに地元秋田県内の出身者が本当に少ないという実態もありますので、今後、福田教育長の目標のとおり、その辺の実現も踏まえてご期待を申し上げて私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、農業問題について伺います。

政府が進める農政改革についてですが、安倍政権は農業委員会・農業生産法人・農協の見直しをセットで断行する方針を打ち出し、来年の国会で成立させるとしています。この改革は安倍首相の日本を世界で一番企業が活躍しやすい国をつくる成長戦略の一環として日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提案しています。

農業委員会の公選制を廃止し、市町村長の任命にすることや意見の公表権利などを法律業務から除外することは、農家の代表機関という基本的性格を否定するものです。農家の声を農政に届ける役割も否定され、農政の下請機関に変質させられることになりかねません。

また、農業生産法人の資格要件などを大幅に緩和することは外資を含めた農外企業の農地支配の道が大幅に広がります。地域の共同資源である農地がもうけの手段とされ、地域農業や農地の荒廃につながるおそれがあります。

さらに農協の改革です。JA中央会の見直し、全農の株式会社化、単位農協から信用共済事業

を分離することや準組合員の事業利用の制限など実質農協解体につながるものであり、地域社会にも大きく影響するものです。ことしは国連が定めた国際家族農業年です。食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮には大小多様な農家の存在が欠かせないと思います。その点でも農業委員会や農協の果たすべき役割は、ますます大事だと思います。この改革が実行されれば地域に与える影響は大変大きいと思いますが、この改革について町長の見解をお伺いいたします。

米価暴落の影響について伺います。

本年産あきたこまちの概算金が1等米60キロ当たり8,500円と決まりました。前年より3,000円低い過去最低額となったことで農家から、下がると覚悟していたがショックだ、このままではやっていけない、意欲もなくなるなどの声がたくさん出されています。米価暴落の町への影響額はどれくらいになるのか伺います。

そもそも、この間の米価の下落は2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で、ことし6月末の在庫が2年前に比べて75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら何ら対策を講じてこなかったことにあります。主食の米の需給と価格の安定を図ることは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然です。国に対し、緊急に過剰米処理を実施するよう求めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたが、農業における規制改革の目的と検討の視点についてですが、農業者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地が顕在化してきている中で、将来において競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業を成長産業化していくことと私も伺っております。

その目的、視点を踏まえて具体的に提起された検討項目が議員がおっしゃいました3点に加えて農地中間管理機構の創設という項目もあるわけですが、既に動き出している農地中間管理機構の状況を把握いたしますと、議員ご発言のような企業進出を最優先し、家族経営中心の営農スタイルを根本から覆すというような業務内容とはなっておりません。また、議員ご発言の3点についても、まだ法案化されておりませんので、具体的影響を現時点で責任をもって論ずることができませんが、断片的に伝わってくる内容からしますと、議員ご発言のような意図、方向で取り組むものでは決してないと私は理解しております。

また、特に家族経営と対比される農業生産法人についてですが、歴史が古く、昭和37年5月改

正の農業協同組合法により農事組合法人が創設されるとともに、同年月改正の農地法によって農業生産法人が創設されております。その後何回かの改正を経て、平成12年からは株式の譲渡制限を行う株式会社も一定の要件を備えれば農業生産法人になれるようになっておりますので、既に農業者の自由意志によって多様な経営スタイルを選択できる環境になっておりますほか、非農業者も参画可能な制度になっておりますことに改めてご理解をお願いいたします。

ご質問の2点目についてですが、平成25年産米の在庫と需要の減少により今年産米のあきたこまち1等米の概算金が先ほど来お話しありますが、JA全農あきたにおいては60キログラム当たり8,500円と決定されたことは議員もご承知のとおりで、今年度の精算金を含めたとしても大幅な下落が見込まれるため、私も心配しております。

この状況での影響額についてですが、経営所得安定対策で把握している町の主食用水稻作付面積基準反収により平成26年産の主食用米の生産数量を算出して試算してみますと、町全体では25年産米に比べ、およそ10億5,000万円が減少する試算結果となります。しかし、国では収入減少による農業経営の影響を緩和するために米畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策、それとならし移行のための円滑化対策が制度化されており、その制度により補填されるとすれば結果的に影響額は4億円ほどではないかと試算しているところです。

また、国への働きかけについてですが、米価は需給バランスで決定される市場原理の仕組みですし、過剰米の処理については大凶作だった平成5年産米のようなこともありますので、一定の慎重さが求められるものと存じます。また、こうしたことを踏まえ、目先の米価調整の目的のために過剰米処理を要望していくことは価格安定のために制度不安定を是認するという意思、巷間言われております猫の目農政を肯定する意思にも捉えられかねないという危惧もあるところです。

したがって、概算金の状況を踏まえ、まずは本年産米へのならし対策などに伴う補填ができるだけ速やかに実施されるように要望していくとともに、過剰米の緊急処理というよりはTPP問題の帰趨も見定めた上で、今後の営農の継続性を担保しやすい新たな支援策を検討してもらうよう多様な機会を通じ要望してまいりたいと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） いろいろな、先ほど来切実な、深澤議員の農家としての米価暴落の切実な声もありました。町長のお話もよくわかりますけれども、今緊急に求められているのは過剰米処理を求めていくことではないかということで、過去にも国に対し、いろいろ要求運動が強まっ

て、その結果国が対策をとったという例があるようです。2009年産の米価が大暴落したときには J A 全農が概算金を、7,000円というのを打ち出して大変だということになったわけですが、翌年、政府が合わせて34万トンの備蓄米を追加買い入れを行って米価下落に歯どめをかけたと、そして J A も概算金を上乗せしたという、こういう例があるようです。

このほか、政府は米価暴落対策については民間で決めるものだというような、そして価格に影響を与える対策は行わないということはずっと言ってきたわけですが、今の緊急の状況ですので、世論を大きくして行って2009年度の際の米価暴落のときのような対策をさせていく、世論を盛り上げて国を動かしていくということが大変今求められているのではないかと、こういう立場で質問をしたところです。答弁ありましたら、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、国が備蓄米としてさらにふやせよという趣旨ですね。（「買い入れ」の声あり）国が買い入れるということは国が備蓄米として備えるという趣旨で捉えさせていただきますが、今の米価の状況が古米の放出を含めてきつと価格形成されているのではないかというふうに存じますので、政府が買い上げることによって米価が上がるという観点で本当にいいのかというところは議論があるところだろうと思います。

町としては、先ほど言いましたとおり、そうした国が行うことについて町としては、例えば平成5年のように来年度大凶作だった場合、その放出され方といいますか、処理のされ方によっては大きな懸念も生ずるということで、現段階においては、まずは皆さん方が求められているのは所得が減ることに対して、どういう形で来年の再生産が可能かということが課題だろうと思いますので、せっかく国がつくっているならし対策あるいはならし移行に向けての円滑化対策によつての補填を、できるだけ早期にやることによつて、先ほど議員も再質問でおっしゃいましたが、秋の支払いにできるだけ円滑に備えるということが緊急なことではないかと存じますので、そうした観点での対応を要望してまいりたいと思っています。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「次の質問」の声あり）

質問途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時56分）

（午前11時06分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番目の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） ロタウイルス胃腸炎予防ワクチン接種費用の助成について質問いたします。

ロタウイルス胃腸炎は乳幼児に多く起こるウイルス性の胃腸炎です。冬から春にかけて流行し、突然の嘔吐や白っぽい水のような下痢を起こし、脱水やけいれんが見られることもあります。5歳までにほとんどの子供が感染すると言われており、乳幼児では重症化しやすい胃腸炎と言われています。ロタウイルスワクチンはロタウイルスの病原性を弱めて増殖させ、生成したシロップ状の飲むワクチンで、2回接種するものと3回接種のものがあります。ワクチン接種により点滴や入院が必要になるなどの重症例を90%減らすことができるとされています。予防接種費用は1人1万円前後と高額ですが、接種を希望する方がふえているとのこと。全国的にも独自助成を行う自治体がふえてきていますが、県内ではにかほ市や由利本荘市、八峰町でワクチン接種費用の助成を行っています。乳幼児の健やかな成長を願い、感染症予防対策として当町でもロタウイルスワクチン接種費用の助成を求めるものですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ロタウイルス胃腸炎については、議員ご説明のとおりですので答弁を割愛いたしますが、美郷町内での罹患状況は平成25年度中にこども園在園児でロタウイルスが原因とされる胃腸炎で休園した子供が14名でした。なお、平成26年3月1日現在の在園児数は598名です。

さて、これを予防するワクチンの接種ですが、予防接種法による国の提起接種には現在なっておらず、被接種者の判断による任意接種という位置づけであることは議員もご承知のとおりです。ロタウイルスワクチンに関する国での検討状況ですが、今後入院状況や副反応、費用対効果などのデータを収集の上、厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会で報告書を取りまとめることになっていると伺っており、接種を促進するか否かの結論は、まだ先になる模様です。

また、自治体による公費助成の実施状況ですが、8月現在県内でのワクチン接種に対し助成を実施しているのは厚生労働科学研究においてロタウイルス調査が行われた管内にあります。先ほど議員もご説明ありましたが、にかほ市、由利本荘市の2市に八峰町を加えた3自治体となっており、全国的に見ても100程度の自治体となっているようです。

各自治体での公費助成がこうした状況にある背景には、先ほど述べましたとおり国が接種を促進するか否か結論が出ていないこと、またこれまでの予防接種における副作用の発生事例なども

踏まえると国の結論が出ていない状況では安易に促進できないという理由があるものと存じますが、いずれまだ一般的に助成が行われている状況ではありません。

こうしたことを踏まえますと、美郷町としてはロタウイルスワクチンの接種助成を検討する状況には至っていないものと判断し、まずは国の動向や副作用などの報告状況等を注視するとともに、町内医療機関の医師からも見解等をいただくなど各般にわたる情報収集に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）はい。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○9番（泉 美和子君） 最後に、子ども・子育て支援制度について質問いたします。

新制度が2015年度から施行されることに伴い、今議会でも条例提案がされています。そもそも新制度は保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたものですが、民主党政権下でこれに幼稚園との一体化が加わり、さらには教育制度改革など政治的な思惑が絡み合った結果、非常に複雑なものになっているという問題が専門家からも指摘されているものです。いずれにしても、当町の保育行政においては格差のない保育教育の推進、現行水準を後退させず拡大を図るという立場で臨んでいただきたいと思います。

そこで質問いたします。新制度では保育の利用に際して市町村が保護者の就労に応じて保育の必要性と必要量を認定することになっています。子供にとって必要な保育が受けられなくなるおそれがないのか危惧するところです。これまでとどのような違いが出てくるのか伺います。

保育料についてですが、新制度でも応能負担が維持されましたが、もともと国の基準額が高額です。今後も軽減措置を後退させないよう、これまで町で行ってきた独自軽減措置の維持を求めるものです。また、新制度では保育所ではこれまで認められていなかったオプション保育の上乗せ徴収ができるようになったとされていますが、保護者の負担増とならないよう保育に必要な費用は実費上乗せ徴収はしないよう求めるものですが、以上についての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ご質問にお答えいたします。

保育の必要性と必要量を認定することについてであります。子ども・子育て支援法では保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を支給

する仕組みとなっております。保育の必要性の認定については、保育を必要とする理由、保護者の就労時間、そのほかに特別な事情があるかどうかなどを総合的に判断して行っております。今回の制度改正においては、これまでの保育の実施基準に加え、新たに4つの基準が明確化されました。

その1つ目は求職活動、2つ目は職業訓練校などへの就学、3つ目は虐待やドメスティックバイオレンスのおそれがあること、4つ目は育児休業時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることの4点であります。

本町においては、これまでとの比較をしてみますと、求職活動中の方や育児休業中の方にも利用しやすい環境に整えられることとなります。

また、保育の必要量については、これまでは1日11時間まで利用できる保育標準時間利用の区分だけでしたが、新たにパートタイムの就労を想定した1日8時間まで利用できる保育短時間利用の区分が加えられました。このことにより保育短時間利用者の保育料負担は、若干ではありますが少なくなることとなります。

2点目のご質問についてであります。町独自の軽減措置の継続等についてで、本町の保育料の軽減措置といたしましては所得税課税世帯に対し、県のすこやか子育て支援事業では4分の1補助であるところを町独自で上乗せ補助を行い、3分の1補助としております。来年度から新制度に移りますが、町といたしましては保護者の負担軽減の観点から当面は上乗せ補助を継続してまいりたいと考えております。

また、通常の保育のほかに特色ある保育、オプション保育を行った場合などの保育料の上乗せ分の徴収については、現在のところ考えておりません。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）はい。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時16分）

